

バス模範運転推進運動実施要領

公益社団法人 新潟県バス協会

1. 目的

バス運転者の接客及び運転マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ることにより、交通事故の防止を目的とする。

2. スローガン

「バス運転者として、一般ドライバーの模範となろう」

3. 運動実施期間

令和6年7月29日 ～ 令和6年9月30日

4. 実施要領

・運動実施期間中、次の事項について各社適切な実施を図る。

- (1) 社内報などを通じて、本運動の趣旨の徹底を図る。
- (2) 各営業所などに「バス模範運転推進運動実施中」の立看板、懸垂幕等を掲出するとともに営業所などの見やすい場所に「バス運転者として、一般ドライバーの模範となろう」のスローガンを掲出する。
- (3) 運行管理者などに対する社内研修を実施する。
- (4) 秋の全国交通安全運動への取り組みと併せ、休憩室などにポスターなどを掲出する。
- (5) 各社幹部による各営業所への巡回指導を行う。